

議題 テーマ提言について

項目 まとめ

I. 本資料の目的

1. 本資料では、企業会計基準委員会（ASBJ）に提言するテーマとして、企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）においてこれまでに提案されたテーマの対応の現状及び新規で提案されているテーマ等についてまとめることを目的としている。

II. 前回の基準諮問会議までに提案されたテーマ

2. 前回までの基準諮問会議で提案されたテーマ提案について、現状の対応を次のとおり報告する。

会計基準レベル/ 実務対応レベル [提案者]	項目	現状の対応
会計基準レベル/ 実務対応レベル [日本公認会計士 協会]	株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について	本テーマ提案には、複数のテーマが含まれると考えられることから、第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）において次の方向性で進めることとなった。 (1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発：実務対応専門委員会にテーマアップの評価を依頼することとなった。 (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発：(3)と合わせて論点の整理を行い、第 44 回基準諮問会議（2022 年 3 月 2 日開催）以降で議論する。 (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発：(2)に記載のとおり。

		また、第 44 回基準諮問会議では検討状況の報告を行うとともに、(1)から(3)のテーマのうち、(1)のテーマ評価を優先させて進めることとした。 ASBJ の実務対応専門委員会では、(1)に係るテーマ評価に係る審議を行い現行法の下での対応を模索したが、方向性を見出せず評価は未了の状況にある。このため、(1)のテーマ評価に関して今回の基準諮問会議で報告すべき事項はない。
--	--	---

III. 今回、提案されるテーマ

3. 次のテーマが提案されており、事務局として次の対応を提案する。

会計基準レベル/ 実務対応レベル [提案者]	項目	概要及び対応の提案
実務対応レベル [全国銀行協会]	譲受人が特別目的会社である場合の金融資産の消滅範囲の明確化	企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」では、金融資産の消滅の認識要件について、譲受人が一定の特別目的会社（以下「SPC」という。）の場合には、当該 SPC が発行する「証券」の保有者を当該金融資産の譲受人とみなして消滅の要件を適用するとされており、提案者から、その「証券」の明確化が提案されている。 本件については、明確化の可否について議論はあり得るものの、広範な影響があるとは言えず、ASBJ のリソースを使う必要性は必ずしも高くないと考えられる。このため、本件を ASBJ に提言しないことを提案する。(資料(1)-2)

(別紙)**過去に審議を行ったが提言に至らなかったテーマ**

以下については、前回までの基準諮問会議で提案され、テーマ提言に至らなかったテーマである。

(会計基準レベル)

- 比較情報（第 16 回基準諮問会議提案）
- 金融商品の消滅の認識（第 16 回基準諮問会議提案）
- 継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発について（第 17 回基準諮問会議提案）
- 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理（第 18 回基準諮問会議提案）
- 金融商品会計における上場関係会社株式の減損の取り扱いについて（第 21 回基準諮問会議提案）

(実務対応レベル)

- 種類株式の会計処理（第 16 回基準諮問会議提案）
- 現物分配の会計処理（第 16 回基準諮問会議提案）
- 契約に含まれるリース取引（第 16 回基準諮問会議提案）
- ポイント引当金（第 17 回基準諮問会議提案）
- リストラクチャリングに関連する引当金、早期割増退職金の会計処理（第 16 回、第 17 回基準諮問会議提案）
- 指定国際会計基準を任意適用している会社において、親会社の子会社を吸収合併する際に子会社から受け入れる資産及び負債の適正な帳簿価額の考え方（第 20 回基準諮問会議提案）
- 総合型厚生年金基金の特例解散における会計処理（第 21 回基準諮問会議提案）
- 厚生年金基金の代行部分に関する前納の会計処理（第 21 回基準諮問会議提案）
- 無対価株式交換の会計処理（第 24 回基準諮問会議提案）
- 親会社による子会社の吸収合併（第 24 回基準諮問会議提案）
- 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」における当座貸越契約及び貸出コミットメントに関する規定の改正（第 25 回基準諮問会議提案）

- 企業結合会計：暫定的な会計処理の確定時における比較年度の財務諸表に関する取扱い（「企業結合に関する会計基準」注6、第104－2項）（第32回基準諮問会議提案）
- 1人私募投信の会計処理の明確化（第47回基準諮問会議提案）

以 上